平成２６年（フ）第９７０２号
東京都中央区新川２丁目19―11―303
破産者　山口　裕司
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７３２号
東京都あきる野市引田430―１　エスポワールＢ101
破産者　堀田　賢治
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７３３号
東京都あきる野市引田430―１　エスポワールＢ101
破産者　堀田　広美
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７５０号
東京都中央区日本橋浜町１丁目４―７―802
破産者　大岡陽一郎
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７９４号
東京都江戸川区春江町５丁目30―８―203
吉野方
破産者　松田　弘子
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９７９６号
神奈川県小田原市蓮正寺30―１―403
破産者　山澤　国男
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８０５号
東京都江東区北砂５丁目20―４―1105
破産者　鈴木　浩司
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８１７号
東京都八王子市長房町1475―４　シャトルＭ101号
破産者　田口エドナこと　タグチ　エドナ　カタラン
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５号
茨城県高萩市大字上手綱1115番地の７
破産者　有限会社小茂田設備
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第６６２号
千葉県松戸市新松戸６丁目200番地の１　コーポＪ・Ｔ・ＵⅢ―103号、開始決定時の住所千葉県松戸市新松戸３丁目453番地　プチエトワール102号
破産者　坂口　一雄
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２６０号
千葉県野田市七光台73番地の19
破産者　有限会社エーワイ物流
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２７２号
千葉県野田市木野崎1610番地
破産者　有限会社スマッシュ
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２７３号
千葉県野田市花井８番地の12　花井コーポ201号
破産者　林　　任
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３２８号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目２番42号
破産者　菊入　麻美（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３８４号
千葉県松戸市小金317番地　京屋誠コーポＡ棟202号
破産者　清水　朝子（旧姓前澤）
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６１１８号
東京都大田区東雪谷３丁目20―７―201
破産者　本間　大英
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３号
愛知県豊橋市羽根井西町13番地の６
破産者　有限会社喜祥屋
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第８２３号
大阪市中央区久太郎町１丁目９番５号
破産者　株式会社トレンドクリエイツ
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１８号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目８番３号
破産者　三和塗工株式会社
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８４０号
大阪市浪速区桜川３丁目２番２号、商業登記簿上の主たる事務所奈良県橿原市見瀬町597番６号
破産者　医療法人宏剛会
1　決定年月日　平成26年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部